

## 平成15年度第2回 宮城県行政評価委員会政策評価部会 議事録

日時:平成15年9月16日(火) 14時30分から16時00分まで

場所:宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員: 関田 康慶 委員      長谷川信夫 委員      安藤 朝夫 委員  
濃沼 信夫 委員      小林 豊弘 委員      鈴木ハツヨ 委員  
宗前 清貞 委員      林 一成 委員      水原 克敏 委員

司会      定刻となりましたので、ただ今から平成15年度第2回宮城県行政評価委員会政策評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、三浦企画部長よりあいさつを申し上げます。

三浦企画部長      企画部長の三浦でございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、ご多忙にもかかわらず「第2回宮城県行政評価委員会政策評価部会」にご出席いただき心から感謝申し上げます。

さて、6月25日の第1回部会においては、県から「平成15年度政策評価・施策評価基本票」について諮問させていただきました。

その後、諮問を受け、委員の皆様には5つの分科会に分かれ、7月から8月の間、3回とか4回にわたり、大変熱心にご審議いただきました。その中での御意見、ご指摘につきましては、お手元の「審議結果報告書」の形でまとめられており、本日はこの報告をもとに、「答申案」について御審議いただく予定となっております。

また、答申案へ掲載されたもの以外の部分でも、分科会の場におきましては委員の皆様から県の担当課長などに対しまして、広い視野、県民の視点でのご意見、ご指導をいただいていると聞いております。県政運営の方向性や現状の課題を再確認できる機会を持てましたことに、大変感謝を申し上げる次第であります。

今後、本日の審議結果に基づき、行政評価委員会として知事に対し答申がなされることとなりますが、県は答申に盛り込まれた皆様からのご意見の1つ1つに対し、県の考え方、方針を整理した上で、最終的な評価書を作成することとなります。

この県の対応方針と県の最終の評価結果につきましては、11月開催の第3回政策評価部会の場において報告する予定となっております。

また、本日は、第1回政策評価部会で申し上げましたとおり、「緊急経済産業再生戦略プラン」の概要を紹介させていただく予定ともなっております。

最後に、この「政策評価・施策評価」制度をより充実してゆくためには、委員の皆様のご忌憚りの無い御意見が不可欠と考えております。今後とも一層の御協力をお願いいたします。あいさつとさせていただきます。

司会 本日は、関田部会長をはじめ、行政評価委員会政策評価部会委員として9名の先生方にご出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、宇田川委員、大滝委員、福島委員につきましては、本日所用のため欠席されております。

ここで、マイクの使用方法についてご説明いたします。ご発言の際には、まずマイクを立てて、次に右下のマイクスイッチをONにして、オレンジ色のランプが点灯してからお話をいただきたいと思っております。発言が終わりましたら、スイッチをOFFにしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

行政評価委員会条例の規定によりまして、これからは関田部会長に議長をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

関田部会長 委員の皆様、大変ご多忙のところ会議にご参加いただきありがとうございます。

今日の部会開催に当たっては、各分科会において政策、施策の現状に関する資料に基づき、また県民満足度等の情報も十分検討された上で分科会でのご議論がなされ、そのある程度の結果についてご報告いただくということでございますが、この議論にかかわった委員の方々あるいは部局の方々、評価室の方々、どうもありがとうございました。このような議論を重ねながら、できるだけよい方向での政策評価というものの方法論なりそのあり方について積み重ねながらいいものをつくっていきたいと思っております。

それでは、これより議事に入りますが、最初に議事録署名委員をご指名したいと思っております。前回の第1回政策評価部会では宗前委員、林委員をお願いをいたしました。今回は名簿順で福島委員、水原委員のお二人となるところでございますが、福島委員がご欠席でありますので、水原委員と長谷川委員の二人をお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「了解」の会釈あり)

関田部会長 では、よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてでございますが、当部会の決定に従いまして、当会議は公開になっております。傍聴の皆様は、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、事務局より第1回政策評価部会からこれまでの経過、及び本日の議事の進め方などにつきまして、ご説明をお願いいたします。

志伯行政評価室長 では、私の方からご説明をさせていただきます。

お手元に資料を何部かお上げしております。審議資料1、2、それから参考資料1、2とありますが、参考資料1をもって説明をさせていただきます。

参考資料1は、これまでの経過と今後の予定ということで書かせていただいております。

これまでの経過についてでございますが、6月25日に第1回の部会をさせていただきました。その後それぞれ3回もしくは4回にわたって五つの分科会で審議をしていただきました。この分科会では、審議対象の抽出をしていただきました。そしてまた、分科会の審議の結果につきましては、それぞれ各コーディネーターの方を中心にいたしまして、仮評価という形で事務局の方に書面でもってその内容について提出をいただいております。その提出していただいた仮評価の部分を、審議資料1という形で各分科会の審議結果報告書という形にまとめさせていただきます。これをもとにいたしまして、本日、この審議結果について分科会のコーディネーターをやっていただいた先生からご報告をいただきます。その後、ご報告いただいた結果をもとにしながら、答申案についてきょうはご審議をお願いします。答申案につきましては、審議資料2にまとめてございます。これでご説明いたしますが、これでもってご審議をお願いします。

それから、次第の4でその他というふうなことで書かせていただいておりますが、先ほど部長からお話し申し上げたとおり、戦略プランについて概要をご説明をさせていただきますと思います。

今後の予定でございますが、この答申がまとまりましたならば10月上旬、9月議会終了後早い時期を目指しておりますが、部会長又は副部会長の方から知事に答申いただきたいということでございます。その後11月18日、日程をとらせていただいておりますが、各部局でこの答申案に基づいて県の対応方針とか評価結果について先生方からご意見をいただく機会を設けるといことで、第3回部会を開催させていただきたいと考えております。以上でございます。

関田部会長 ありがとうございます。事務局から、第1回政策評価部会からこれまでの間の経過及び本日の議事の進め方、今後の予定の3点、ご説明がありました。特に、本日の議事の進め方についてご質問とかご意見がございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ただいま説明のあったような形で進めさせていただきます。

それでは、議題1の各分科会の審議経過及び審議結果についてでございます。

ここでは各分科会のコーディネーターの委員の皆様から、大体5分程度ご報告をいただきたいと思っております。資料はお手元の資料、審議資料1「平成15年度政策評価部会各分科会審議結果報告書」でございますが、この審議の結果、特に県の評価で問題や課題があるというような点を中心をご報告いただくとよろしいかと思っております。なお、適宜審議資料2の答申案、あるいは参考資料2の一覧表もご参照いただきながら、ご議論、ご報告いただければと思っております。

まず最初に、福祉分科会における審議の結果について、コーディネーターの濃沼委員からご報告をお願いいたします。この福祉分科会については、私の不手際で多少資料提供がくれたために暫定的な形でのご報告になると思っておりますが、よろしく願いいたします。

濃沼委員 それでは、福祉分科会の審議の結果をご報告いたします。

今、お話がありましたが、かなり審議が長引き分科会3回で終わりませんで4回開催し、そして本日の午前中まで意見が入りました。したがって資料の文章も多少変更させていただきます。資料1の1ページ目にありますように、7政策20施策を担当して3政策11施策について審議をいたしました。次の下りを少し修正させていただきます。

「その結果、政策評価について「妥当」としたものはなく、「おおむね妥当」としたものが1政策、「要検討」が2政策、そして「要修正」としたものはありませんでした。このように修正をお願いします。

その中身は参考資料2を見ていただく方がよろしいかと思えます。今修正したところを申し上げますが、福祉分科会のところの政策が三つありまして、1番目の「障害者・高齢者が地域で自分らしい生活を送るための環境づくり」、これは「おおむね妥当」ということで、これはこのままです。それから施策の三つについても、「おおむね妥当」ということでこのままをお願いしたいと思えます。

2番目の「どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり」、これは評価意見としては「おおむね妥当」とありますが、「要検討」と修正させていただきたいと思えます。施策の方はこのままです。なぜ「要検討」としたかといいますと、「地域の中核的な病院の整備」、それから「在宅ホスピスの推進」、「医療・保健を担う人材の養成・確保」という三つの施策ともに、検討を要するという審議結果でありましたので、これらを束ねる政策として「要検討」とすべきだろうというふうに判断をいたしました。

政策の3番目の「生涯を健康に暮らすための健康づくりと病気の予防への取り組み」、これも「おおむね妥当」という評価意見を「要検討」に修正をしていただきたいと思います。これは、施策の1番目の「健康づくりに関する意識の向上」というところが「要検討」でありまして、とりわけこの政策の中でかなり重い意味を持つ部分であります。特に、健康づくりのための法律あるいは県としての健康づくりの対策が立てられている中で、かなり検討すべきが多かったように思います。1番目の施策が非常に重い意味を持つという意味から、政策の評価といたしまして「要検討」に修正をさせていただきます。

まず、修正の部分について申し上げます。

次いで中身を簡単に申し上げたいと思えますが、「要検討」のところだけ申し上げます。「要検討」の政策の2番目の中の施策の一つ目に、「地域の中核的な病院の整備」というのがございますが、これにつきましては現在の5医療圏を10に分ける新しい方針が出てまいりまして、それについての十分な検討が必ずしもなされていないという意味から、これは「要検討」です。

施策の5番、「在宅ホスピスの推進」です。在宅ホスピスのモデルケース的なものを研究班の形でやっているのですが、県レベルで推進していくことについての十分な論拠が必ずしもないということで、これも「要検討」にさせていただきます。

6番目の「医療・保健を担う人材の養成・確保」です。最近医療・保健を担う人材の養成に関して新しい施策が出てきているわけですが、現在の県の施策を検討いたしますと、従来の考え方を踏襲しているに過ぎない、新しい考え方に十分対応していくような考え方が必ずしもないということで、「要検討」となっております。

以上が、2番目の政策に関する三つの施策の「要検討」についてのご説明です。

それから、3番目の「生涯を健康に暮らすための健康づくり」という政策の1番目の施策である「健康づくりに関する意識の向上」です。「みやぎ21健康プラン」が設定されているわけですが、その中身一つ一つを検討いたしますと、かなりあいまいなところがあることが明らかになりました。これは政策の大きな柱であり、これが十分検討されていないということですから、政策自体も「要検討」にさせていただきました。

そして、審議資料1の細かな書きぶりについても、少し修正をさせていただくことになります。以上です。

関田部会長      ありがとうございました。それでは、引き続きまして、環境分科会の長谷川委員からご報告をお願いいたします。

長谷川委員      長谷川です。環境分科会の評価結果報告書であります。最初のところだけお読みいたします。「環境分科会は、4政策11施策の環境関連施策を担当し、これらのうち3政策8施策について調査審議を行いました。その結果、政策評価につきましては「妥当」としたものが1政策、「おおむね妥当」としたものが2政策あり、「要検討」と「要修正」はありませんでした。

また、施策評価でも「要検討」とか「要修正」というのは、環境ではなくてほかの方の分科会であったようですけれども、なぜこの環境分科会になかったのかということでご説明します。まず、「要修正」とか「おおむね妥当」とする基準をどこに持ったかということだと思っておりますけれども、環境の場合はもともとが県で指導しても実際に実行するのは県民がかなり大きなウエートを占めるので、県の役割を重視した結果です。もう一つは、県の立場で言うと、県そのものが環境行政をするのではなく市町村がやることが多いわけですから、県がどのような指導をしているかということをご考慮しながらやったということがございます。そういうことがあったものですから、施策については「妥当」としたものが1施策、それから「おおむね妥当」としたものが7施策だったということで、「要検討」と「要修正」はございませんでした。

少し内容的に触れます。例えば、地球環境保全につきましては全体としては妥当だろうということですが、その内容的に言うと、一つは地球温暖化の原因となる二酸化炭素の削減ということでもあります。これも実際にやっているのは、この意見のところのシートBの2行目に書いてありますように、家庭におけるエネルギー消費量の節約が非常に重要になってくるということですから、県としてはいろいろな対策を立てても県民が十分にそれを実行しなければ行われぬということですから、それに対して最後のシートのところでは、そういうものに対して県民が参加して協力しやすい環境づくりのデータづくりとか、データの提供をすることが望ましいということで、県としてもそういうことの指導とかいろいろな文書の配付はしているんですけれども、まだ県民に十分行き渡っていないので、今後これをやっていきたいというふうなことで、そういうことから「妥当」にしました。

それから、もう少し下のところで全体的にいけますと、9の「環境負荷の少ない地域づく

りの推進」では、項目として施策が大気環境保全とか、河川、湖沼の水環境の保全とか、ダイオキシン類の適正処理の推進などがあるが、政策のテーマが「地域づくりの推進」であります。ところが、それぞれの施策があまりにも全体的過ぎて地域づくりとは直接関係していない。例えば大気汚染にしてもどの地区がどうであるかというのが全然ここで見えてこないということでもあります。ですから、そういう点も含めたことをもう少し検討すべきだろうというふうなことで、「おおむね妥当」ということにしてあります。

最後の方の11、「循環型社会の形成」であります。ここではほとんど廃棄物の問題です。この廃棄物の問題は、この政策も施策もそうなんですけれども、廃棄物として一般廃棄物と産業廃棄物という二つの分類がありまして、一般廃棄物は一般家庭から出てくるし、産業廃棄物は企業からのものです。それを一緒にして評価しておりますので、どうも実際的に県民の協力と企業への指導というのが少しはっきりしていないものですから、そういうことも含めて今後もう少しわかりやすい説明をすべきだろうというようなことがこのところでございます。あとは、もう一つ、廃棄物のここに出ております三つの施策でございますけれども、施策全体が少しダブっているようなことがあるので、その評価も全く同じになったようです。すなわち、「廃棄物の資源化によるリサイクル」と「廃棄物の適正処理の推進」ということは、廃棄物の適正処理をするということが結局リサイクルへ結びつくもんですから、これを分けて評価しても余り意味がないのではないかというようなことで、もう少し全体的に検討した方がいいということです。以上でございます。

関田部会長      ありがとうございました。それでは引き続きまして、教育分科会から水原委員、ご報告をお願いいたします。

水原委員      それでは、教育分科会、最初大きな報告ですが、教育分科会は5政策、14施策の教育関連施策を担当し、これらのうち3政策、12施策について調査審議を行いました。

その結果、政策評価について「妥当」としたものはなく、「おおむね妥当」としたものが1政策、「要検討」としたものが2政策あり、「要修正」としたものはありませんでした。また、施策評価について「妥当」としたものが1施策、「おおむね妥当」としたものが5施策、「要検討」としたものが6施策あり、「要修正」としたものはありませんでした。

審議を行った政策・施策については、当分科会として下記のとおりコメントを付して報告をします。

それでごらんいただきますと、22番、「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」、これについては「おおむね妥当」といたしました。その中に二つほど「要検討」といたしました。一つは、特色ある学校づくりについて「要検討」ですが、総合学科の新しいタイプの学校数をどのくらいつくったかというふうなことで指標にしてやっているんですが、旧来の学校でも特色ある学校づくりがあり得るので、それを入れてそういう努力に対する評価をするような仕方をとってほしいという意味で「要検討」にいたしました。

それから、次のページですが、8ページの5ですが、「大学など高等教育の充実」ということで、これは難しかったんですが、指標では「宮城大学卒業生の県内就職率」ということ

で、これでもって大学の高等教育の充実というものはかるということに関してどんなものか。ただし、大学の中では大学評価というのはやっておられるんでしょうから、高等教育政策としてどういう指標ではかるのがいいのかなというようなことで、我々も一緒に考えましたがなかなか名案がございません。ぜひご提案いただければというふうに思いますけれども、大学など高等教育の充実を宮城大学卒業生の県内就職率でもって見るというのはどんなものかというふうなことでした。

それから、大きな政策で35番、「国際性豊かな人材の育成と県民参加型の国際交流・国際協力の推進」、これは「要検討」にいたしました。本政策に関して県の将来ビジョンが明確に示されている構想が欲しい。単に交流人数が多ければよしとするのではなく、むしろ絞り込んでよい条件のもとですぐれた留学生を迎えたり、青年たちとの交流による国際性豊かな県民づくりができるシステムが必要ではないかということで、もう少しビジョンらしいビジョンを感じたいなというふうな意味で、「要検討」をお願いいたしました。

それで、その施策の中で1、「国際化を担う人材育成の推進」ということですが、これはALTの員数がどのくらい確保できたかというようなことでやっていますが、国際化を担う人材育成であまり予算頼みだけじゃなくて、もうちょっと県民をどのくらい人材育成できたかというような意味で、例えばとして挙げていますが、TOEFLとか英検とか、国際化づいた員数を何らかの代替指標、何か工夫した指標が考えられないだろうか、予算が通ればALTが増えるというだけで見るともどんなものかというふうなことで、「要検討」にいたしました。

それから、「外国人の暮らしやすい環境づくり」ということですが、これも留学生の人数が増えたかどうかということで見るとということよりも、外国人の生活費のエンゲル係数とか、収入とか部屋の広さとか、暮らしやすさがこの宮城においてどのくらい確保されているかというふうなことで、その努力が見えるようなことが必要ではないかという意味です。

それから、政策として「高度情報化」に関しては、後に産業分科会のときにその一部として教育の方でお話しますので、以上だけにしておきますか。高度情報化に関しては、産業分科会の方で、その中で5番目がございますけれども、その一環でお話した方がよろしいかと思っておりますけれども、どうでしょうか。今、36の5だけやっておきますか。

関田部会長     それでは一括してやっていただいて、後でまた補足していただくということをお願いいたします。

水原委員       ですから、その36のときに後でその1カ所だけ私、足します。

関田部会長     ありがとうございます。それでは、産業分科会、きょうは大滝委員欠席されていますので、小林委員の方からご報告をお願いいたします。

小林委員       産業分科会の評価結果についてご報告申し上げます。  
産業分科会は、8政策35施策の産業関連施策を担当し、これらのうち3政策11施策に

ついて調査審議を行い、うち政策「高度情報化に対応した社会の形成」とその施策については、教育分科会の水原先生及び宇田川先生にも加わっていただきました。

その結果、政策評価について「妥当」「おおむね妥当」としたものがなく、「要検討」としたものが3政策あり、「要修正」としたものはありませんでした。また、施策評価について「妥当」としたものがなく、「おおむね妥当」としたものが3施策、「要検討」としたものが8施策あり、「要修正」としたものはありませんでした。

審議を行った政策・施策については、当分科会として次のとおりコメントをいたします。

なお、当分科会の評価に「要検討」が多いことに関して総括的なコメントをしておきます。既に今月発表された「緊急経済再生戦略プラン」を見てもわかるように、産業分野の施策については抜本的な見直し・再検討が求められており、今回の評価結果もそれを反映したのになっております。戦略プランからも明らかなように、県の産業経済政策については、

1. 雇用と産業再生に的を絞った
2. 集中的かつ緊急を要する
3. 全庁的な統合的・部門横断的な取り組みが今、必要となっています。

今回「要検討」と評価された各施策は、上記1から3にかかわるものであり、戦略プランでも、これらの施策について再検討が行われているものと判断されます。今後は、戦略プランとの整合性なども含めて、各施策について抜本的な見直しと迅速な対応がなされることを期待します。以上でございます。

それで私が追加いたしますと、まさに今私どもがいたしましたところは、全体の与えられたテーマのうちの審議ができたのは30%弱でございます。その中におきましても、特に産業の再生と新産業の創出が緊急の課題という観点から見ますと、関係者の努力は多いたしますが、非常に環境の変化が激しい。それに対応したスピーディーかつ能率的な施策の実行が今求められていると思うわけでございます。以上のことで、なお奮起してひとつご検討願いたいというのが答申の内容でございます。

あと若干のところで申し上げますと、政策「新成長産業の創出・育成」は、これは今申し上げた当然のことでございますが、この食材王国プロジェクト等ユニークなものがございますけれども、まだ芽を出していない「医療・福祉関連産業の創出・育成」、それから「環境関連産業の創出・育成等」につきまして、先ほど環境分科会の方からお話ございましたけれども、私どもの視点から申し上げますと、まだこのいわゆる廃棄物の有効な活用を図るという視点から、県の行政レベルの取り組み、特にお客様になって業者を育成するという視点に欠けていると、こういう具合に私は思っているわけでございます。

それから、次に大きな問題としまして、「雇用の安定と勤労者福祉の充実」という政策がございます。これは私ども「要検討」としているところでございますが、まさに産業の再生、新産業の創出がなければ、雇用は確保できません。この視点からやはり反省すべきところがまだまだあるのではなからうかと。中に緊急雇用対策等の施策が打たれておりますけれども、その効率は必ずしも良くないと。だから、そういう視点から再度お考えいただきたいというところでございます。



それから、「高度情報化に対応した社会の形成」、私の方から申し上げてよろしいでしょうか。では、私の方の意見を申し上げます。

「高度情報通信ネットワークの整備」、それから「電子自治体の推進」ということ、インフラの面では相当いろいろ話題が豊富だと思うんですが、そのインフラをどのように産業の創出や雇用の増大に結びつけるかという視点が、まだ取り組みのスピードが遅いのではないかと考えております。高度情報通信ネットワークそのものは民間業者の努力によりまして非常に急速に発達しておりますが、いわゆる郡部の状態が非常に遅いわけでございます。この地域間格差が間もなく大きくクローズアップされることになるのではないかと、そう思っております。

それから、「産業の情報化、情報産業の集積」というのが次のページにございますが、ここの分野につきましてはいろいろまた考えがあろうかと思いますが、特に中小企業の電子商取引の2分の1、約50%は本年度内にやりたいと、これが国の方針でございます。それに対して本県はなかなかできないと、こういうご回答がありました。私も同様だろうと思いますが、どうしてそれに近づけるか、これが問われるところだと思います。

最後の「次世代を担うIT人材の育成」という項目につきましては、ほかの項目と<sup>関係</sup>いたしますけれども、やはりITを活用して情報産業を育成するということは人材が基本でございます。そういう意味で人材育成に一層の努力をしていただきたいという期待をしております。私の方からは以上でございます。

水原委員 先ほどの補うところを追加。

「13ページの5の次世代を担うIT人材の育成」のところ「要検討」にいたしました件なんですが、指標の方ではインターネット接続率とか、指導できる教員の比率、それからインターネット世帯普及率で、かなり高い率で問題がないかのようになっていますが、実際は学校の教員にはコンピューターは与えられていないというふうなことで、それから学校にはウィンドウズ95とか98とか、ほとんどゴミのようなコンピューターばかりで、学校に行ったら遅れた学習しかできないというような状況というふうな、そういう大変貧しい状況があることがきちんと出されるべきで、何かその率が高いから問題ではないというふうなことはおかしいんじゃないかというふうなことで、「要検討」にいたしました。以上でございます。

関田部会長 ありがとうございます。それでは、林委員、お願いいたします。

林委員 それでは、社会資本分科会の審議結果についてご報告します。

社会資本分科会は、4政策10施策の社会資本等関連施策を担当し、そのうち3政策9施策について調査審議を行いました。

その結果でございますけれども、まず政策評価については「妥当」としたものはなく、「おおむね妥当」としたものが1政策、「要検討」としたものが2政策ということで、「要修正」はありませんでした。また、施策の評価につきましては「妥当」としたものが1施策、「おおむね妥当」としたものが6施策、「要検討」としたものは2施策、「要修正」としたものはありま

せんでした。

今回審議した三つの政策のうち二つが「要検討」ということで、ちょっと厳しい判定なんですけれども、これは将来に向けてより柔軟に対応してほしいという気持ちも入れましてそういう整理をさせていただいています。

まず最初の、「美しい県土の保全と災害に強い地域づくり」、この中では下にございますような「地域ぐるみの防災体制」だとか、「水害対策」、それから「土砂災害」ということがあるんですけれども、皆様もご承知のように、5月の末と7月、宮城県では2回大きな地震に見舞われたということがございます。この政策の中には当然「震災対策の推進」というのを施策で挙げているわけなんですけれども、今回の評価の中に入ってきていないといったところがございます。こういった意味で、今県民の関心事につきましては一番地震対策、これはいつまた宮城県沖地震が来るかわからないという中で重要な施策でございます。そういったものを今後柔軟に対応して、施策の評価対象に加えてほしいということを最初に言っております。

それから、次の地域ぐるみの防災体制整備でございます。これは「要検討」としております。これも指標の「自主防災組織参加率」、これは中身がよくわからない。つまり町内会が設定されていればこういうものが組織されていて、その世帯が入っていれば参加になっていると。宮城県でも7割以上参加しているということになっています。であれば、もう何の問題もないということにして、実際に震災が起こったときに問題が起こったときそういう対応ができるような組織になっているかどうかということの、もう一度検証を行いながら指標を見直してやってほしいということを言っております。

それから、次のページでございます。33につきましては、「国内外との交流の窓口となる空港や港湾機能の強化」、これは「おおむね妥当」にしております。ただ、審議過程で議論させていただいたのが、県民満足度調査の結果で、下に参考ということで書いてありますけれども、施策の優先度、空港関連は非常に高いんですけれども、港湾はほとんど県民の皆さん関心が低い。こういう結果になっています。ただ、その中でこの施策としましては、港湾の整備は重要だよということを言っているという中で、つまり何を言っているかと申しますと、県民の比較的身の周りのことと、それから広域レベルで、なかなか身の周りじゃないんですけれども、広域レベルで重要なものというものが、必ずしも意識調査でうまく引っかかってきていないといったところがございます。その辺の調査方法については今後どうするのかということについては、少し考えなければいけないだろうというコメントを付しております。

それから、16ページでございます。「仙台空港へのアクセス等周辺施設の整備と活用」、これを「要検討」ということでしております。これはどういうことかと申しますと、皆様もご承知のように今空港アクセス線の整備が、事業が進んでいると。また、その沿線につきましては、区画整理という形で都市開発が進もうとしております。まず、その指標の問題でございます。シートBに書いてございます。今、事業が進行中であって、それを空港利用者という形でまだ結果があらわれていないわけですから、これは評価できないんですけれども、こういう指標を置いてやっていると。つまり事業途中のものをどう評価していくかとい

ったところの評価指標がうまく対応していないという問題が1点です。

それから、2点目は、昨今大規模プロジェクトについては、その時代の感覚を持ちながらいろいろ見直していくということが特に求められております。アクセス線の整備、それから空港周辺の開発と、これはビッグプロジェクトでございます。こういうものが順調に今いっているのだろうか。その定点観測をしながら、柔軟かつ大胆に、宮城県の資するという視点からプロジェクトを修正をしながら持っていく、時代に合わせながら見ていく、そういった意味で最初スタートしたからそれをずっといくんだということではなくて、その時代的な背景を持ちながら検討をしていってほしいということで、これは必ずしも見直しをしるということではありません。そういう時代的な背景をもって検討を常にしていってほしいということで「要検討」ということを言っております。

それから最後になります。17ページ34番でございます。「国内の交流を進めるための交通基盤の整備」といったものです。これは下にございますような審議させていただきました施策は、道路だけでした。具体的には、国内の交流を進めるというのは道路だけではなくて、公共交通機関いろいろあるわけでございます。また、県民の満足度でもそういった公共交通ネットワークの整備というのは、非常に満足度が高く出ているという中で、これについての施策の展開なり評価対象になっていないということがございます。今後高齢化、それからさっきの環境問題等を考えますと、必ずしもモータリゼーションのための道路整備だけじゃなくて、身近な移動環境、また公共交通を含めながら考えていかなければいけないだろうという意味を込めまして、この政策全体の構成の内容に対して「要検討」ということを言っております。

なお、下の道路整備につきましては、指標のとらえ方はいろいろございますけれども、「おおむね妥当」というふうな結果にさせていただきました。以上でございます。

関田部会長 ありがとうございます。

これですべての分科会の報告をいただいたわけですが、それぞれの分科会の中の議論だけでなく相互に関連する問題、あるいは今まで議論されてきた課題について、これからご議論いただきながら答申案をまとめていきたいと思っておりますけれども、審議資料2がその答申案の大体の内容でございます。これをベースに検討してまいりたいと思っておりますが、事務局の方から補足説明何かございますか。

志伯行政評価室長 それでは、審議資料2についてちょっとご説明をさせていただきます。

まずこれから、今ご報告いただいた件につきまして、6ページから順に個別に審議をいただきますが、その前にこの答申案の様式といいますか、体裁についてちょっと説明をさせていただきます。

まず表紙でございますが、ここは委員長と部会長の連名になっています。これは昨年度にそれぞれこの様式についてご審議をいただきましたけれども、条例上、知事から委員長あてに諮問され、その内容については部会に付託されていて、部会の決定を委員会の決定とみなすという部分がございます。そんな関係から連名でもって答申という体裁にさせ

ていただいております。

それから、これの中身でございますが、2ページほどめくっていただきまして、2部構成になっています。一つは、「1. 答申に当たって」ということで、2ページ、3ページにこの答申に至った経緯等について説明をし、1枚めくっていただきまして、行政評価委員会部会の意見という形で6ページ以降最後まで、それぞれ審議結果と部会の意見を右側に記載して、これが答申というふうになります。

左側半分についてご説明させていただきますと、まず左、欄外に政策整理番号1とありますが、これがいわゆる政策番号でございます。そこでこの左側を三つに分けております。施策体系、満足度、それから評価原案。これは色つきの部分が政策でございまして、白抜きの部分は施策でございます。まず政策がございまして、それから施策名、それから評価指標とその達成度、それから満足度の結果、次に評価原案としてそれぞれ各部局が自己評価した内容の結果、シートAからシートDまでの結果についてここに記載しております。これに対して評価部会として審議結果を、例えば「おおむね妥当」として意見という形に、いわゆる流れでもって見てもらえるような形にしております。それで、これの次の段階ですが、ここには右ページいっぱい使っておりますが、この部分が今後3等分されまして、これの次には各部局の対応方針等がこれに答える形で記載されて、それが答申という形にまとめていこうというふうなことでございます。

それでは、6ページから順次ご審議をいただきたいと思います。部会長、よろしく願います。

関田部会長 答申の体裁についてはこれでよろしいわけですか。

志伯行政評価室長 はい。これでよろしいかどうかということです。

関田部会長 ありがとうございます。先ほどの答申案をどのような形で出すかということについてのご説明がございましたが、何か質問等ございますか。どうぞ。

濃沼委員 今の説明でわからなかったのですが、各ページの後に、県の対応策が入るのですか。対応策が入ると、政策評価部会の意見とはならないで、各担当課の意見が入ってしまう。各担当課の対応がこちらに入るのですか。

志伯行政評価室長 失礼しました。答申の段階では入りません。それで、次の段階で評価書という形でできるときに、これの次に入ってくるということです。説明、すみません、間違いました。答申についてはここまででございます。

濃沼委員 それは答申が終わってから、どのくらいの時点で行えるのですか。

志伯行政評価室長 各部局で10月中旬くらいまでにつくることになります。

事務局 お答えいたします。これから答申を10月の初めにいただきますけれども、今後10月20日に政策会議というのがございまして、そこに県の対応方針案をかけまして、全庁的に承認されてから、それから10月末にかけて評価書を作成いたします。それは11月18日の第3回部会にご報告できる予定になっております。

濃沼委員 そうすると評価書という冊子があるわけですね。それはこれプラス各部局の対応が入ったものと理解してよろしいですか。

事務局 そうでございます。これが昨年度の評価書ですが、答申の内容と県の対応方針と最終的な結果を入れたもの、これを10月末から11月の初めに作成して、11月の部会で提出したいというふうな考えです。

関田部会長 それでは、ほかにどなたか、よろしいでしょうか。それでは、今までご報告いただきました分科会ごとの政策・施策について、委員の皆様からご意見なり検討課題をお話しいただきたいと思いますが、どうぞ。

宗前委員 長谷川委員がおっしゃっていたように、全体の評価の基準のバランスをとっていくということが恐らくこの場では必要だと思うんですが、一つまず最初に質問をさせてください。長谷川委員と林委員にお伺いしたいんですけども、例えば環境分科会の8の「地球環境の保全」ですと、下位の施策レベルで「おおむね妥当」が2つついていて、にもかかわらず上位の政策には「妥当」がついている。それから、逆に社会資本分科会の方ですと34番の政策であれば、下位のレベルでは「おおむね妥当」が2つついているんだけど、上位に戻ると「要検討」になっているというのは、一般論としてはちょっとわかりにくい感じがするんですよ。つまり、下のレベルで「妥当」「おおむね妥当」がついていたら、上の評価は「おおむね妥当」より下にしかないんじゃないかという印象を受ける。

それから、逆に34番の政策の場合ですと、比較的良好な評価がついているんだけども上位としては若干悪いというか、「要検討」がついている。林委員の説明を伺ってますと、個別レベルを超えて交通基盤の整備全体で物申したいことがあるので、「要検討」にしておいたという趣旨なのかなというふうには考えたんですが、一つはそこら辺の意味合いをもう一回おのおのお聞かせ願いたいというふうに思っています。

林委員 今ご指摘いただいたそのとおりでございまして、要は政策というのはあるビジョンを掲げるわけですね。施策というのはそれをどう達成するかという道具だて、道具だてが足りない。足りない政策についてはやっぱり検討してもらいたいということですね。皆さん、ここにごじますように、交通基盤というのは道路だけなんじゃないかというのが非常に素朴な疑問。それから、県民満足度もこういうものをやっぱりやっていこうという話が、非常に希望が多い。それをということで、やっぱり道路整備だけじゃなくて、ほかの公共交通なり

結節線整備なり、そういうのが一体となってつくっていくものだろうと。それについてもそういう項目を、やはりこの評価のたたき台としている出していきたいと、そういう希望があるということです。

それから、下のここを見ますと、それぞれやっていることにつきましては何回もこれ議論してきましたので、少しずつある程度説明力を持ってきていると、いろいろあるとしてもですね。そういうもので先ほどの34番は、そうさせていただいたといったところでございます。

長谷川委員 長谷川の方からお答えいたします。8番の「地球環境の保全」というところですね。全体で「妥当」というのは、県として今までやっているようなことについては、大きな目で見たときの政策としてはどうでしょうかといったときに、「妥当」だろうと。ところが、実は先ほどお話ししたように施策の指標と満足度についてかなり環境でも問題になったんですね。例えば、水環境で言いますと、満足度で言うと50%悪いという。ところが、実際に目標達成から見るとかなりいい、80%ですね。そのギャップはどこにあるだろうと考えてみると、どうも一つは満足度調査したときの、質問に水質と書いてあっても読み取る方が水環境も含めて評価していることも考えました。判定では満足度とかもある程度考慮して、「妥当」などにしなければならないとあります。指標と満足度を考えたときには、そういう点でここに書いてあるのは「おおむね妥当」になります。

廃棄物関係は県の指導を含めてリサイクルだとか減量化しまして、最終埋め立て量というのは宮城県で7%台で、国の全体の10数%に比べると低いのです。そういう点でいうと、宮城県は全体としてはいいんではないかという評価です。ですから、ゼロエミッションに向けて廃棄物をゼロにすればいいんだけど、そこまでは果たして県の行政にできないだろうということを含めまして、県の行政の中でやれる範囲があるとすれば、その中でかなりやっていただいたものについては評価するけれども、もう少し努力すべきなのは「おおむね妥当」というようなことです。宗前委員おっしゃるように、ある程度どこを基準にして「妥当」にするのか、「おおむね妥当」にするのか、「要検討」にするかは、もう少しこの部会で検討しないと、かなりばらばらな評価が出てくるのかなという感じはあります。これは次のテーマかもしれませんが、以上です。

関田部会長 大変重要な評価基準に関するご議論をいただいているんですけども、政策を達成するための施策が十分体系づけられて、その施策を行うことによって政策がうまく関連して高まるといい結果が出るというような体系性のものであれば、その施策の評価自体が政策の評価に直リンクしてくると思いますね。先ほどの議論のように、政策自体を達成するような施策が限られているようなケースについて、施策はすべてオーケーだと。しかし、相当抜けていて政策についてはちゃんとできてないんじゃないかとなると、「要検討」になってくるという可能性が多分あると思うんですね。問題は、環境(分科会)の中に出されてきた、県の行政としてやり得る範囲の中で一生懸命やったんだけど限界があるということ、一体どこが限界かということをどういうふうに判断するか。つまり、県民レベルの視

点から判断をすると、これは県民みずからが努力しなければいけない問題もあるし、県も努力しなければいけない問題もある。あるいは産業界が乗り出す必要があるような問題もある。そのときに県の行政の範囲の中に絞ってしまうと、かなり狭い評価になるんじゃないかという気がするんですが、各委員はいかがでしょう。

つまり、県民の協力がなければできないと。そこで県民が協力するというところまで踏み込んだ評価をするのは、行政としては無理だというふうにしてしまいますと、県民に対して何らかの施策をやるうということがなくなるのではないかという気もするんですが、皆さんはいかがでしょう。

宗前委員

それを含めて意見を申し上げたいと思っていたんですが、例えば細かい話になりますけれども、「新エネルギー等の導入促進」のところの審議資料1の記述を拝見しておりますと、指標についてこういう資料では事業の施策を進展していく上で、有効な指標が足りないのではないかというご指摘をされてると思うんです。議論の中身はわかりませんので、やはり見ている中でそういう感想を持たれたんだと思いますが、外部の人間が一番政策を見ているときに大事なのは、我々政策の中身そのものについて触れていくというよりも、そのやり方で果たして進展度合いというのを見ていけるかどうかということをご指摘するというのは、かなり重要な役割じゃないかと私は考えています。その意味で言うと、実はこの書き方だったらむしろ「要検討」とした方がよかったんじゃないかという印象を受けるんですね。

手前に引きつけて申し上げますと、私は教育分科会の中で議論をしていたんですが、例えば35番ですね、国際化絡みの施策「要検討」たくさんつけんたんですが、これは実は話を聞いていると、担当部局が非常によくやっていて、しかもいい仕事をしているんだけど、今出している指標だとそういう努力が全部、数字に反映しないような指標になっていて、ましてや水原先生がおっしゃったように、予算がもし切られたらどうするんだというようなことを考えたときに、工夫をすれば予算がたとえなかったとしても数字としてもっていくような指標を設定することによって、県職員の創意工夫というのをふやしていけるんじゃないかということを考えている。私たちはどちらかという、指標の設定具合と言うのにこだわった面が、、、。政策の下の施策論の部分もあると思うんですけれども、話を元に戻しますと、やはりひとつ指標の設定の仕方がどうかと。つまり励ます意味でどうかという場合もあるだろうし、よろしくないという意味でどうかという場合もあると思いますが、いずれにしてもどうかと思うときには、厳し目につけた方がかえっていいんじゃないかという感想は持っています。

濃沼委員

ばらつきについては二つ問題がある。そのうちのひとつ、政策評価と施策評価のミスマッチを申し上げたいと思います。社会資本のところの政策の「要検討」、ご説明を伺うと、これは「判定不能」とすべきじゃないかと思います。なぜかという、結局施策の中に検討するものがないからです。道路についてはよろしいが、道路以外のところが問題であると。しかし、その問題である施策については上がってこないから検討していないのです。そうすると、政策を「要検討」にするのはおかしいわけで、その政策自体を判定するのが不可能

であるということではないと思います。つまり、道路以外の施策を検討していき、それが問題であれば政策も「要検討」となるのですが、道路以外は施策のレベルでは検討してないわけです。評価における「要検討」は、やはりこれでは困るという趣旨だと思うのです。道路以外は検討していないのですから、この政策は「判定不能」にするか、あるいは施策として道路以外のものがあるならば、それを検討すべきだったと思います。

関田部会長 お手元の審議資料2の3ページをごらんになっていただきたいと思いますが、「要検討」については、「県の評価の観点、根拠、分析、論理性等の一部に課題があり、次年度の評価を実施するまでにそれらを検討する必要があるもの」ということになっています。したがって、政策の中で施策として議論されなかったことがある場合についても、それなりの評価をするということは一応は可能ではあると思うんですね。

濃沼委員 ですから、施策に上がってこなかった事柄を「要検討」という表現にしてしまうと、「要検討」に二つの意味があることになります。ですから、ここで言う「要検討」はあくまで、これでは不十分であるから政策を考え直しなさいという、そういう趣旨ですよ。

関田部会長 そうですね。そういう趣旨で書かれる方がよろしいんじゃないでしょうか。

濃沼委員 要するに施策に上がってこないことを政策として評価するということが不可能です。ですから、評価の中に「判定不能」とか何かそういうものがないと、同じ列で考えてしまうと政策自体を改めなければいけない話になってきます。

安藤委員 多分3段階あると思うんですね。まず一つは、その政策自体が妥当でない場合というのがあると思いますが、2番目にその政策は妥当だけれども、その政策に含まれる施策が妥当でないという場合があると思いますし、さらに3番目にはその施策は妥当だけれども、その施策を評価する指標が妥当でないという場合があると思うんですが、それを区別して評価する形式になっていればそういう格好で多分評価できるんですけども、事務局の方に伺ったら、いずれの理由で「要検討」であっても「要検討」でいいんだということだったので今回はそうしておりますけれども、次年度以降、評価の仕方をそういう格好で3段階くらいに分けていただけると多分わかりやすいと思いますね。だから、政策、施策自体の評価をしているのか、それとも評価の枠組みの評価をしているのか、そのあたりを少し区別していただければと思います。

関田部会長 実は、同時にやってるんですね。だから、そこが非常に問題なところで、例えば指標自体ができていないのに評価をやっているところがあるわけです。だから、それはじゃ指標ができてからやるかという、時間的に1年、2年かかってしまいますので、補足的な指標をつくりながら、あるいは県の総合計画との関連でもうでき上がったものを使わなければいけないというような条件とかいろいろありますので、それで補足的な指標を出しながら並行



的に評価しようという、そういうちょっと過渡的な状態なんです。先ほど来いろいろな問題点とかご質問があると思います。これは今回やむを得ないということですので、その辺のことがわかるような形できちっと書いていただくというような対応でいかがでしょうか。そうしませんと、本当に理解が混乱してしまいますので。そういうことでよろしいでしょうか。

(意見なし)

では、そういう対応でよろしくをお願いします。

そのほかに何かご質問ございますでしょうか。

(なし)

それでは、そのようなことを十分踏まえていただきまして、各分科会で再度確認作業をお願いいたしまして、最終案をお考えいただきたいと思います。

それでは、答申案の行政評価委員会政策評価部会の意見等の部分につきましては、そのような対応をさせていただくということでよろしくをお願いいたします。

あと平成15年度の政策評価、施策評価についての答申内容について、最終案をいただいた後で10月上旬に答申をいたしますけれども、答申全体について言い回しや語句の修正等が必要な場合には、部会長の方にある程度一任させていただきたいと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。一応でき上がったものは委員の方々にお送りさせていただきますけれども、よろしゅうございますか。

(異議なし)

では、そういうような対応をさせていただきます。実際の答申につきましては、浅野知事に対して手から手へということで答申書をお渡しするセレモニーがございますけれども、県議会の終了する10月上旬にそのセレモニーを予定しております。その際、政策評価部会の皆様に改めてご出席いただくというのはなかなか大変ですので、昨年と同様に部会を代表して私もしくは副会長の長谷川委員がお渡ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのような対応にさせていただきます。

それでは、審議事項その他にいきたいと思いますが、前回の部会のときに宮城県の緊急経済再生戦略プランについて、宗前委員からご意見をいただきました。その際に、三浦企画部長から戦略プランはこの場で報告したいとの返答がありましたけれども、内容について県側からご説明をお願いいたします。

志伯行政評価室長 すみません。その前に答申案の3ページ、4ページについてですが、答申に当たってという部分について、これでよろしいかどうかちょっとお諮りしたいのですが。

関田部会長 すみません。それが抜けていましたので、ご説明をお願いします。これ説明はよろしいでしょうか。このような形でいいかということで。答申に当たってという部分がございませ

れども、2ページから3ページなんですけど、このような書式でよろしいか、いかがでしょうか。

志伯行政評価室長 特に4番は本年度の審議に伴う所感というものも ございますので。

関田部会長 4番について、このような書き方でどうかということでしょうか。いかがでしょう。どうぞ。

濃沼委員 これはやはり今まで出された問題を漏れなく簡潔に書いていただいた方がよろしいと思います。それから、指標等については前年度も同じことが繰り返されているので、表自体見やすくなりましたけれども、わかりやすくなったとはとても言えないと思います。この所感やはり次につなげるものですから、特に本日のばらつきのような議論とか、4段階がいいとか、従来から持ち越されていることを整理して、書いていただきたいと思います。

関田部会長 ありがとうございます。

是非、委員の方から事務局の方にそのような足りないところ、補足するようなところがありましたら、ご意見を出していただいて、私の方でまとめてまた再度委員の方々にお送りしますので、そういう形で最終的な案をつくっていきたくと思っています。ありがとうございます。それでは、戦略プランのご説明をお願いいたします。

志伯行政評価室長 それでは、議題のその他ということで、「宮城県緊急経済産業再生戦略プラン」という冊子を皆さんのお手元にお上げしておりますが、この概要についてちょっと説明をさせていただきます。

この戦略プランでございますが、15年9月5日に決定され、そして発表されたものでございます。これをなぜここでご説明するかといいますと、この第1回の分科会でお話があったように何らかの関係があるんじゃないかというふうなことがございました。この戦略プランのプロジェクト事業というのは、次の政策、施策の評価に関連してくると考えられますので、その概要について説明をさせていただきたいと思います。大変申しわけございません。前後しますけれども、32ページをごらんいただきたいと思います。

32ページには、これまでの流れについて記載しております。ちょっと内容を説明させていただきますと、左側が戦略会議、右側が戦略本部の部分でございます。5月27日に知事と三役、部局長をメンバーとします再生戦略本部を設置いたしまして、左側ですが6月5日には再生戦略の提言をいただくということで、産学官の代表からなる挙県一致体制の組織という形で、戦略会議を設置いたしました。その下でございますが、6月25日にはこれの幹事会を組織し、この幹事会も開催しております。その下、8月19日にはこの幹事会でもって素案に対する意見をいただき、右側ですが8月25日に本部会議を開催いたしまして、戦略プランの原案について討議をし、この原案をもとにしながら8月27日に戦略会議を開催いたしまして、この戦略プランの原案に対する各委員の方々から意見をいただき、9月5日に11回本部会議を開催いたしまして、戦略プランを決定したということで

ございます。

次のページ、34ページをお開きいただきたいと思います。これの戦略会議の委員のメンバーについては、右側に書いてあるとおりでございます。そこで左側については、この委員からそれぞれご意見いただいた内容について記載しております。主なものについては、雇用の創出とか、新成長産業の見出しとか、民を活性化する基盤整備とか、震災対策というふうなことが提案されております。

次のページをごらんいただきたいと思います。これは戦略会議の幹事会、右側は幹事の名簿でございます。この幹事会においては2回開催いたしまして、それぞれ意見をいただいております。例えば学卒者とか若年者への雇用対策を厚くすべきだとか、震災対策とかいろいろなことが提案されております。

36ページは、左側につきましては県の7カ所の産業振興事務所において、その職員が企業とか団体を訪問いたしましてそれぞれ意見などをいただいております。それから、右側については、メールとかお手紙でもってそれぞれ各県民の方々から意見を頂戴している。こういう経過を経て戦略プランが出来上がったわけでございますが、すみません、前に戻って4ページをごらんください。

その結果、4にありますように、緊急経済産業再生戦略プランの体系と概要という形でまとめております。

次のページをごらんください。5ページ、6ページでございます。この体系でございますが、戦略テーマとして6つのテーマ、それと15のプロジェクト、そしてここに書いてあるだけで43の構成事業というふうになっております。

例えば、雇用の緊急確保ということにつきましては、雇用機会の創出ということで、雇用目標を4,200人を目標とするというふうなことで、3つのプロジェクトと7つの事業。それから、企業誘致の拡大については、挙県一致で戦略的な企業誘致活動を展開して、誘致目標を企業60社とし、4,100人ほどの雇用創出を図ろうというふうなことでございます。それから、身近な社会資本の整備につきましては、主なものは耐震化に対する県の事業、いわゆる社会資本の整備をやっていこうというふうなことでございます。それから、生活者の支援につきましては、高齢者の介護施設とか保育所の前倒しによる整備、それから特養老人ホームとかグループホームの整備事業などでございます。

次に、中小企業の再生ということにつきましては、技術力とか商品開発に力はあるながら資金の調達面で困難に直面しているという企業に対して支援しようとする事業でございます。2つのプロジェクトと5つの事業でもって構成されております。それから、起業の支援ということで、新成長産業の創出ということで、今後成長が期待できるベンチャー企業などのいわゆる支援策ということで、7つのプロジェクトと21の事業でもって構成をしております。

これらの詳しく記載した部分については9ページ以下ですので、後でごらんいただくということで、ここでは割愛させていただきたいと思います。

次のページをごらんいただきたいと思います。

この戦略プランのプロジェクト別の事業費等でございます。まず、戦略目標としては

521億円の事業規模を目標に、雇用創出には1万4,500人、誘致については60社というふうなことで、総事業費が521億円、そしてこれに対する県の予算については303億円というふうなことで、これは平成16、17年まででございまして、今度の15年度につきましては9月補正で約1割の36億円ほどの補正予算を議会に提案する予定となっております。

次に、31ページをごらんいただきたいと思います。31ページには、この戦略プランの今後の推進ということについて記載しております。3段落目でございますが、このプランでは2カ年半後に一定の成果を挙げることができるように施策を厳選しているけれども、この内容に固執することなく柔軟な対応で行っていく予定だということです。

それから、次の段落でございますが、そういうことで宮城県緊急経済産業戦略会議とか、この再生戦略本部については、この体制を維持していくということで、この戦略本部を中心といたしましてこの戦略プランの進行管理を図るとともに、組みかえや変更等については柔軟に対応するわけですが、それぞれ本部を開催して決定しようとする。そしてまた、戦略会議、いわゆる外部の方々の先生方にもご提案をいただいて、よりよいプロジェクトにするといいますか、実効上がるものにするというふうなものでございます。

以上、簡単でございますが、ご説明をさせていただきました。

関田部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何かご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。どうぞ。

宗前委員 我々あの政策の中身についてどうこう言うということではなくて、これだけやはり巨額のプロジェクトに対して評価を任務としている私たちの委員会、部会がどうかかわっていくのか。例えばこれは再生委員会あるいは再生幹事会の方でチェックしているから、我々の所掌ではないというふうに考えるのかどうなのか。

例えば中身について述べないと言いつつも若干気になる点だけ申し上げますと、ターゲット、例えば雇用でどういう層を通していくのかとか、果たしてこの300とか4,100という数字がそもそも妥当なのかとか、もちろん走りながら考えていく部分はあるとは思いますが、やっぱり若干チェックが必要なんじゃないかという気がするんですよ。決して足を引っ張るという意味ではなくて、そういう点で言うと、私たちの委員会は、本来はこういう大きい仕事にはかかわった方がいいのかなというふうに思いつつ、ただ機動的でないのが難しいのか、その辺はどういう枠組みの中でかかわりを持てるかということをちょっと伺いたいと思います。

関田部会長 では、事務局の方から先ほどのご質問に対するご回答をお願いします。

志伯行政評価室長 この戦略プランそのものについて、この部会でもってお手を煩わすということは考えておりません。ただ、これらの内容がいわゆる次年度の政策施策等の調書なんか

できますが、それに当然組み込まれているといいますか、溶け込んでいくと思いますので、その中でご説明というふうなことがあるかと思いますが。

関田部会長　　そうしますと、この戦略会議で出されたもの、具体的なものは、各部局の中で政策から事業まで展開されるわけですね。政策の中での事業として。そうすると、この部会では来年度以降この評価を行うということになりますか。

志伯行政評価室長　この戦略プランに特定してということでしょうか。

関田部会長　　だから、先ほどの宗前委員のご質問と同じなんですけれども、戦略会議の戦略プランを評価するのか。評価するとすると、それは会議の方でやるんですか、どこがやるんですかということ。それとは別途に、これは各行政部門の中で実際に執行される話ですから、そうするとこの政策評価部会も関係してくるわけですね、執行された事業とか施策については、そうすると、その各分科会が戦略プランを分解して評価をするという形になるわけですね。そういう理解でよろしいですか。

志伯行政評価室長　その分科会においてこの戦略プランを分解してというか、そのものに着目してという形は多分それまでには時間的にもいけないうのかなと。むしろ政策、施策のいわゆる実績等について、この戦略プランによる事業とか何かの効果とかについてはそれぞれシートに記載されてくると思いますので、それでもって見ていただくというふうになるかと思いません。

関田部会長　　よろしいですか。理解できましたか。何かもうひとつ……、どうぞ。

林委員　　例えばここに5ページ、6ページ、再生戦略テーマが上がっています。これは非常に横断的なテーマだと思うんですね。そうすると、あるものは社会資本であったり、あるものは福祉であったり、あるものは産業だったり、横断的に教育であったり、いろいろ入っている。そういう部分は例えば来年この政策のこの中で、例えばここで言っている社会資本ですと身近な社会資本ということで、耐震化等を中心とした云々と、先ほどありました震災対策、今非常に大変だということですね。そういう政策なり施策がこの中に入ってくると。そうすると、これを評価していることになるわけですね、部分的には、これ全体をどうだということではなくて、部分的にはですね。

ですから、要はもっと言うてしまうと、ここの部会の役割とすればこういう重要な政策、施策を今やってるわけですから、その一部がこの中に入ってきて議論するということは自明の理だと僕は思うんですけれども、そうじゃないんですか。そういうことで考えていいんですか。

志伯行政評価室長　　そういう形で当然評価の対象といいますか、そういう形になるかと思いますが、

今お話あったように、いわゆるこの切り口が横断的になってますが、しかし施策体系の中に、その結果について入り込んできますので、、、。

関田部会長　だから、部会では結果的に評価をするということですよ。ただ、戦略プランとして総合的な評価をするとか、そういうことではないと。その総合的な評価をするところはこの会議の方でしょうか。結局、政策評価部会がいろいろ評価して、それを情報を寄せ集めてそれで評価することになるでしょうが、その辺の関係はどうなんでしょうか。あるいは全然別個に戦略会議が評価されるんでしょうか。

三浦企画部長　すみません。では私から。今いろいろご質問いただきました。実は戦略プランそのものの評価というお話であろうと思います。部会長からのお話にありましたが、この再生戦略本部で考えておりますいわゆる戦略会議、これは戦略プランを策定する前段階で、産業界それから学識経験者などから広くご意見、ご提案、具体的なプランの内容についてご提案をいただき、または進行過程でいろいろさらに修正意見とかございますでしょうから、そういったご意見をいただく場であって、政策そのものを最終的に評価する場では基本的にありません。ではプランに設けた構成する個々の事業、それは恐らく各政策、施策の中に入り込む形にはなりますので、それはそれとして個別に各施策、政策の中でご議論いただくことは当然あると思いますが、この再生戦略プランそのものが果たしてどうやったか。これは実はその辺になると極めて何となく難しそうな気がするんですが、その場は今のところ想定しておりませんでした。したがって、要するに戦略会議の場でも、戦略本部でも何でもありません。そこではないということでもありますので、戦略プランそのものがどうであったかということ、やはりそれを議論する場も必要かなという気がいたします。それはちょっと私の方で検討させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

小林委員　私ども産業分科会は、「要検討」事項が一番多い分科会です。まさに、ここでは緊急経済産業再生戦略プランというタイトルでとらえておられますけれども、旧来の施策がまだ十分効果を出していないから、もっと検討してくださいという意味合いがこもっているわけなんです。そうしますと、具体的に例えば新産業創出等々を言いますと、今までの施策の上になおスピードアップしてこれをやろうということですから、もとは一緒じゃないんですか。だから、そういう意味でいきますと、やはりこの後私どもの出した評価について各部局からいろいろご返答いただくということですが、その中に既にもうこういう構想も織り込んでいただかないと意味をなさないであろうと、こういうことを私は申し上げたいんです。

関田部会長　そういう意味では、この部会での分科会のご意見と、戦略プランというのが一応対応した形で動き始めているということは言えるわけで、それが各分科会でまた部会で評価されるということになると思いますね。そういう総合的な評価はどういう形でされるか県がお考えになるということですから、一応今日はそういう範囲で理解しておくということでしょうか。あとどなたかご質問ございますか。よろしゅうございますか。

(質疑なし)

では、どうもありがとうございました。

それでは確認をしておきたいんですけども、きょうは分科会からご報告がございましたが、この点については他の分科会の委員からもいろいろなご意見が出されました。そういった点、あるいはその評価に関して評価指標がまだ不完全なまま評価をしているという平行的な議論もあって、その辺の書き方を十分配慮していただいてきちっと書いていただく。それぞれの分科会の最終案を事務局にお送りいただいて、それから答申の内容の中で先ほどご議論いただいた答申に当たっての4番目のところでございますね、本年度の審議と所感のところ、これについてもまだ不十分だというふうなご意見もございましたので、その辺のご意見も皆様からいただいて、最終的に私がたたき台をまとめさせていただいて、それでまた委員の方々にお送りしたいと思います。そういうことで私の方に一任させていただいてよろしいでしょうか。

長谷川委員　きょう私と一緒にやった環境分科会の福島委員が欠席しているものですから、私だけで決めることができなくて結論が延びるんですが、先ほど宗前委員から出たように、「おおむね妥当」というのと「妥当」というのが非常に微妙なんです。そういう点で場合によっては先ほどのようなことも踏まえて、環境分科会で少し検討してみます。

ところで、指標をかなり重視してそれで評価する場合と、指標というのは問題だということとをある程度考慮しながら評価する場合とでは、評価がかなり違って来ます。来年以降はまたいろいろもう少し考えたいと思いますが、とりあえず先ほど言っていた政策と施策の評価について、福島委員と相談させていただきます。その結果について、部会長とご相談しながらその点はもし変えることがあったら、そういうことでご了承したいと思えます。よろしくをお願いします。

関田部会長　指標については昨年度は指標そのものの評価については会としてやらなかったんです。今年からは指標の妥当性についても評価の対象にするという原則で、第1回の分科会から始めたわけです。そういう意味では指標に問題がある場合には、その部分が「要検討」になるということだと思います。したがって、その辺も十分ご考慮いただいて、きょうの案というのは暫定的なものですから、最終案を出していただきたいと思えます。

あとは何か、よろしいでしょうか。

それでは、以上で会議を終わりますけれども、次回の第3回政策評価部会、これを11月18日の火曜日でございますけれども、2時半からこの場所で開催することに予定としてなっております。ぜひよろしくお願いいたします。

あと何もなければ、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局　事務局の方から1点お願いがございます。平成15年7月27日付で、委員の先生の皆様方に政策評価部会分科会の運営に係るアンケート調査ということでお願いをさせていただいております。まだご回答いただけていない委員の先生におかれましては、何とぞご

協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

司会            それでは、以上をもって平成15年度第2回宮城県行政評価委員会政策評価部会を終  
了いたします。本日はまことにありがとうございました。

宮城県行政評価委員会政策評価部会

議事録署名委員            長谷川 信夫            印

議事録署名委員            水原 克敏            印